



2025年8月8日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 みなし運転期間延長認可報告書の提出について

当社は、本日、GX脱炭素電源法^{※1}により改正された電気事業法に基づき、東海第二発電所のみなし運転期間延長認可報告書を経済産業大臣に提出しました。

東海第二発電所は、2018年11月7日に原子炉等規制法^{※2}に基づき、原子力規制委員会から運転期間延長認可を受けております。このため、2025年6月6日に施行された電気事業法に基づき、同法施行日に20年間の運転期間延長認可を受けたものとみなされ、施行後3か月以内にみなし運転期間延長認可報告書を提出する必要^{※3}があります。

当社は、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、引き続き、原子力規制委員会の審査に真摯に対応するとともに、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまのご理解を得られるよう努めてまいります。

以 上

※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

※2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

※3 改正前の原子炉等規制法で運転期間延長認可（20年）を受けている場合、改正後の電気事業法においても、同じ期間の運転期間延長認可を取得済みとみなされる（みなし認可）。ただし、改正後の電気事業法に基づき、施行後3か月（2025年9月5日）以内に「みなし運転期間延長認可報告書」を経済産業大臣へ提出する必要がある。